

# 第3期

# 白河市地域福祉計画

## 白河市再犯防止推進計画

### 【概要版】



白河市  
公認キャラクター  
しらかわん

地域でいきる  
みんなでつなぎ支え合う福祉のまちづくり

令和5年3月  
白河市

# ① 計画策定にあたって

## 1. 地域福祉とは

地域でいきいきと暮らせるように、普段の暮らしで支援が必要な人や、地域の生活課題の解決を様々な人の力で支え合い、地域全体で取り組む仕組みづくりのことです。

法律や制度による公的なサービスだけではなく、地域のみんなが相互に助け合う関係や、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と連携して、支援を必要としている人を支えていく仕組みづくりがさらに重要となっています。

## 2. 本計画に盛り込む施策

「生活困窮者自立支援法（平成25年12月13日公布）」の平成27年施行により、地域福祉計画に生活困窮者自立支援方策を盛り込み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年4月15日公布）」が平成28年に施行されたことを踏まえ、本計画に成年後見制度の利用促進に関する内容を盛り込みます。

また、国の「再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）」を踏まえ、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日公布、以下「再犯防止推進法」という。）」第8条第1項に定める再犯防止推進計画として位置づけます。

令和2年6月に成立した改正社会福祉法において、任意事業として「重層的支援体制整備事業」が新たに設けられました。本計画においても介護・高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、生活困窮者支援、健康増進などの分野の既存の枠組みにとらわれず、分野横断的な相談体制の整備や連携・協働で取り組む施策を検討していきます。



## 3. 計画期間

第3期地域福祉計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、法改正や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
白河市行動計画 -アジ エンタ 2027-				←			
地域福祉計画	第2期				第3期		

## 2 基本理念・基本目標

### 1. 基本理念

地域福祉の推進に向けて共有する基本理念を設定し、各種の施策を展開します。

## 地域でいきる みんなでつなぎ支え合う福祉のまちづくり

### 2. 基本目標

基本理念のもと、施策事業の推進効果を高めることを重視し、3つの目標を掲げています。

- (1) 包括的な支援体制づくりの推進
- (2) 安心な福祉環境づくりの推進
- (3) みんなが関わり共生する地域づくりの推進

### 3. 施策の体系

基本理念	基本目標	取り組みの方向(施策・取り組み)
地域でいきる みんなでつなぎ支え合う福祉のまちづくり	<b>基本目標 1</b> 包括的な 支援体制づくりの 推進	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 相談支援体制の充実<ul style="list-style-type: none"><li>①包括的支援体制整備の推進 ②相談支援体制の拡充とネットワーク強化</li></ul></li><li>(2) 地域包括ケアシステムの確立</li><li>(3) 福祉サービスの適切な利用促進と情報提供の推進<ul style="list-style-type: none"><li>①生活を支える福祉サービスの推進 ②福祉関連情報提供の推進</li></ul></li><li>(4) 地域における権利擁護支援の推進<ul style="list-style-type: none"><li>①人権に関する啓発と相談支援体制の充実 ②権利擁護支援施策の推進</li></ul></li><li>(5) 福祉サービス提供体制の充実<ul style="list-style-type: none"><li>①福祉サービス提供事業所との連携・支援による提供体制の確保 ②福祉人材の育成支援</li></ul></li><li>(6) 生活困窮者支援と地域での孤立防止の推進<ul style="list-style-type: none"><li>①生活困窮者支援対策の推進 ②地域での孤立防止対策の推進</li></ul></li></ul>
	<b>基本目標 2</b> 安心な 福祉環境づくりの 推進	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 福祉教育と心のバリアフリー化の推進</li><li>(2) 災害時等に備えた地域づくりと地域安全活動の推進<ul style="list-style-type: none"><li>①防災対策の推進 ②医療体制の確保 ③地域安全活動の推進</li></ul></li><li>(3) 住民主体の介護予防、健康づくりの取り組みの促進</li><li>(4) 人にやさしい生活環境づくりの推進<ul style="list-style-type: none"><li>①ユニバーサルデザインの視点による地域づくりの推進 ②外出支援の推進</li><li>③居住環境の向上・住まいの確保支援 ④情報・意思疎通支援の推進</li></ul></li></ul>
	<b>基本目標 3</b> みんなが関わり 共生する地域づくりの 推進	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 地域福祉を支える多様な主体との協働による地域福祉の推進</li><li>(2) 地域内での交流と多様な社会参加活動の促進<ul style="list-style-type: none"><li>①地域での交流や各種活動の促進 ②地域貢献活動や就業支援の推進</li></ul></li><li>(3) 地域の支え合い・見守り体制の強化</li></ul>

### ③ 地域福祉の推進に向けて

地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）と、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助・共助）、行政が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取り組み（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮し補完し合うことにより、地域の福祉力を向上させ、地域福祉の推進を実現することができます。

#### 地域福祉推進の基本視点



### ④ 白河市再犯防止推進計画

#### 1. 基本方針

罪を犯した人等が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らせる「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の視点を各種施策等に反映して推進し、支援体制の構築に取り組みます。福島県再犯防止推進計画に基づき、市が行うべき取り組みを積極的に推進します。

#### 2. 今後の取り組み

- 取り組み1 再犯防止に関する啓発と関係機関との連携強化
- 取り組み2 保健福祉サービス等支援施策の活用促進
- 取り組み3 生活基盤の確立支援



令和5年3月発行

#### 第3期 白河市地域福祉計画 白河市再犯防止推進計画 【概要版】

白河市保健福祉部 社会福祉課  
〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1  
TEL. 0248-22-1111  
<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>